

(2) 対抗要件 譲渡担保権を第三者に主張するには、目的財産の譲渡についての対抗要件を具備しなければならない。以下では議論の多い不動産・動産・債権だけを取り上げる。

(a) 不動産 登記が対抗要件である（177条）。かつては売買や贈与を登記原因とするものが多かったが、最近では譲渡担保を登記原因とするものが定着して増えている。もっとも、その場合でも被担保債権が公示されず、実行の前後も登記からはわからないなどなお検討すべき問題点が多い（宮川不可止「『登記原因 譲渡担保』の不動産譲渡担保」銀法540号1頁）。

(b) 動産 動産では引渡が対抗要件で（178条）、設定者が占有を続けることが多い動産譲渡担保では、通常、占有改定（183条）による（最判昭30・6・2民集9巻7号85頁）。集合動産でも、集合物自体の占有改定で足り、後に集合物の構成要素となった個々の動産についても対抗要件が備わる（前掲最判昭62・11・10）。もっとも占有改定には公示性が乏しいので、目的物を占有している設定者から権利を取得した者に容易に即時取得（192条）されて譲渡担保権が消滅する危険があり、これを防ぐためネームプレートなどの明認方法が講じられることもある。明認方法を対抗要件と解すべきだとの説も主張されている（吉田眞澄『譲渡担保』94頁以下）。

2004年に債権譲渡特例法の改正により成立した動産・債権譲渡特例法（以下、「特例法」という）では、動産を活用した企業の資金調達の円滑化を図るため、登記によって動産の譲渡が公示できるようにした動産譲渡登記制度が創設された。登記できるのは、法人が譲渡人である動産譲渡に限定されるが、個別動産でも集合動産でも譲渡登記を行うことができる。動産譲渡（多くは譲渡担保）の登記は、対抗要件としての引渡し（178条）と同等の効力をもち（特例法3条1項）、登記された動産についての即時取得の成立は、必ずしも否定されないが、たとえば譲受人が事情をよく知る同業者の場合には、占有取得者に過失があるとして難しくなるだろう。

(c) 債権 指名債権の場合には、確定日付のある通知または承諾が対抗要件である（467条。その他の対抗要件については、権利質に関する→325～6頁を参照）。

通知は第三者に設定者の経営の危機を宣伝するようなものだと設定者からは嫌がられる（動産の明認方法も同様に嫌われる）。そこで債権譲渡担保では、いつでも通知できるように白地の債権譲渡通知書を準備しておくにとどめておくことも多いようである。しかし、これだけではもちろん対抗力がないし、設定者の財産状態が悪化した後に行った通知の効力は、詐害行為取消権（424条）や否認権（破164条，会更88，民再129条）によって否定されるおそれがある。さらに、別途実行の通知があるまで従前通り設定者に弁済をしてよいという旨の譲渡担保権設定通知（債権譲渡通知）も、第三者対抗要件としての効力を生じる（最判平13・11・22民集55巻6号1056頁）。　

　債権譲渡特例法（現在は、動産・債権譲渡特例法）は、債務者に対する対抗要件と切り離された第三者対抗要件としての譲渡登記を創設したので、譲渡人が譲渡後も債権を取り立てることが可能である。すなわち、債権譲渡登記は、確定日付のある債権譲渡の通知又は承諾と同等の効力を有するが（特例法4条1項）、債権の譲受人は、債権譲渡登記をただだけでは第三債務者に支払いを求めることはできない。登記事項証明書を交付して第三債務者に通知するか、第三債務者が承諾して初めて、第三債務者に対する対抗要件が備わって、支払いを求めることができるようになる（特例法4条2項）。その時点までは第三債務者との関係では譲渡人が依然として債権者であり、機能的には取立権が譲渡人に留保（ないし付与）されたのと同じ扱いになる。

第三債務者が特定している場合には、未発生の将来債権について包括的に譲渡通知や承諾を得ることも、有効である（前掲最判昭53・12・15）。債権譲渡の対抗要件は、譲渡行為があった事実を確実に証明するものであり、その時点での債権の帰属そのものを公示するものではない（輾轉譲渡があっても不動産登記簿のような登記の連続性は問題にならない）。それは、せいぜい第三債務者をインフォメーション・センターとして債権の（発生時における）帰属を間接的に公示する趣旨であり、将来債権についても対抗要件としての機能を果たしうる。一方、予約につき確定日付のある通知・承諾を行っても対抗要件を備えたことにはならない（最判平13・11・27民集55巻6号1090頁）。そのような通知・承

諾では、確定的な譲渡があったことは証明されず、後に予約完結権の行使によって債権の帰属が生じたことを通知・承諾の時点で第三債務者に確実に認識させるものではないからである。

第三債務者が不特定の場合には、個々の第三債務者につき対抗要件を備えるのは困難なので、複数の債権をまとめて譲渡担保とする途は実質的に閉ざされていたが、動産・債権譲渡特例法は、この点も解決した（**ウインドウ②**参照）。